

岩本薬局 リハビリセンター歩み 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社岩本薬局が開設する岩本薬局リハビリセンター歩み（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態（以下「要介護状態等」という。）および要支援状態（以下「要支援状態等」という。）および事業対象者（以下「事業対象者状態等」という。）にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神負担の軽減を図る。

1 事業実施にあたり、関係市町村、指定居宅介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 (有)岩本薬局 リハビリセンター歩み
- (2) 所在地 静岡県葵区春日2-8
- (3) 事業の実施は通常型の2単位とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1

- (1) 管理者 1名以上
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 利用者10名を超える場合は1名以上
- (4) 介護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

2 管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

3 生活相談員は、利用申し込みに関わる調整、通所計画の作成を行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。

4 看護職員及び介護職員は、事業の提供に当たるものとする。

5 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（祝日を含む）
但し、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分
- (3) サービス提供時間 I単位 9時00分～12時05分
II単位 13時30分～16時35分
III単位 9時00分～13時05分(食事含む)

（事業所の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、I単位5人・II単位10人・III単5人

（事業所の内容）

第7条 事業所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
 - (2) 健康チェック
 - (3) 生活指導
 - (4) 日常動作訓練（機能訓練）
 - (5) レクリエーション
 - (6) Ⅲ単位のみ昼食有
- 1 送迎 利用者を自宅付近まで送迎できるよう計画を立て実施する。また、送迎車両の運行については、常に安全運動に心掛け交通事故の発生の防止に努める。
 - 2 健康チェック 利用者個人台帳を作成し、利用当日の健康チェックを行う。特に、日中における利用者の状況観察を十分に行う。
 - 3 生活指導 利用者に応じた在宅生活の指導を行う。
 - 4 日常動作訓練 日常の動作に支障のある利用者に対して、それぞれの利用者に応じた機能訓練の指導を行う。
 - 5 レクリエーション 教養娯楽サービスとして、レクリエーション行事等を行う

（利用料）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は静岡市長が定め基準によるものとする。

- 1 利用に応じて次の料金を徴収する。
 - (1) おむつ代（実費）
 - (2) 昼食代（実費）
 - (3) 上記のほか、日常生活においても必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）
- 2 1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名または記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業実施地域は、静岡市とする。

（サービス利用にあたっての留意点）

第10条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
 - ① 機能訓練器を利用する際は、担当職員の指導に従い、当日の体調を考慮して、危険・無理のないように利用する。
 - ② 機能訓練器を利用する際は機能訓練器等に躓いたり、機器を踏んで転倒しないように気をつける
- (3) 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - ① 送迎サービスを利用する際は、車への乗降時、職員の付き添いの基転倒しないように気をつける。
 - ② 送迎中は、シートベルトを必ず利用する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 通所介護従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基き、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、通所介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) その他の研修 管理者が必要と認めたとき随時行う

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する業務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後において引き続き前項の規定する義務を負う。
- 4 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社岩本薬局と管理者との協議に程づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。
この規程は、平成28年11月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年5月1日から施行する。
この規程は、令和5年2月1日から施行する。
この規程は、令和6年7月22日から施行する。
この規程は、令和6年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月7日から施行する。